

家電販売店と連携した家庭部門の温暖化対策推進事業実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 家庭部門における地球温暖化対策を推進するため、愛知県(以下「県」という。)と、県の登録を受けた家電販売店(以下「あいち省エネ家電サポーター店」という。)が連携した取組(以下「本事業」という。)を行うことにより、家庭の省エネルギーに効果が大きい家電(省エネ家電)の更なる普及を図ることを目的とする。

(あいち省エネ家電サポーター店の役割)

第2条 あいち省エネ家電サポーター店は、本事業の実施に当たり、次に掲げる業務を行う。

- 一 家電製品の省エネルギー性能、及び省エネルギーに資する使用方法等に関して、積極的にわかりやすく説明すること
- 二 県が実施する家庭の省エネルギーに関する普及啓発活動に協力すること
- 三 前各号に対する掲げる内容について、県の求めに応じて、活動内容を報告すること

第2章 あいち省エネ家電サポーター店の登録

(あいち省エネ家電サポーター店の申請)

第3条 あいち省エネ家電サポーター店の登録(複数店舗の一括登録を含む。)を受けようとする者(以下「登録申請対象者」という。)は、県が別に定めるあいち省エネ家電サポーター店登録申請書(様式第1号。以下「登録申請書」という。)を県に提出するものとする。

(あいち省エネ家電サポーター店の登録)

第4条 県は、登録申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、あいち省エネ家電サポーター店の登録をし、又はしない旨の決定を行い、登録申請対象者に対してその旨の通知を行うものとする。

登録対象は、県内の家電販売店舗とし、また、次に掲げる登録申請対象者及び家電販売店舗は、登録を行わないこととする。

- 一 宗教活動及び政治活動に関するもの

- 二 愛知県暴力団排除条例（平成 22 年愛知県条例第 34 号）に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者が経営するもの
 - 三 各種法令等に違反しているものまたはその恐れのあるもの
 - 四 通信販売及びインターネットによる販売など対面販売を前提としないもの
 - 五 前各号に掲げるもののほか、県が適当でないと認めるもの
- 2 審査にあたっては、県は必要に応じて登録申請対象者に対して現地確認を行うことができる。
 - 3 登録の更新に係る要件については第 1 項を準用する。

（表示証の交付）

第 5 条 県は、前条において県が登録したあいち省エネ家電サポーター店に対して、あいち省エネ家電サポーター店であることを証明するあいち省エネ家電サポーター店表示証（様式第 2 号。以下「表示証」という。）を交付する。

（登録の有効期間）

第 6 条 あいち省エネ家電サポーター店の登録の有効期間は登録日から登録日の属する年度を含めた 3 か年度末までとし、その更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 あいち省エネ家電サポーター店はこの期間自らあいち省エネ家電サポーター店であることを宣伝・広報するため、県が提供する表示証を使用することができる。

（登録の取消）

第 7 条 県は、次の各号に該当した場合は、あいち省エネ家電サポーター店の登録を取り消すものとする。

- 一 第 2 条の役割を適切に担うことが出来ないものと県が認めたとき
- 二 第 4 条第 1 項各号に掲げる者に該当することが明らかになったとき
- 三 不正の手段により、第 4 条の登録を受けたとき
- 四 県の信用を傷つけ、または不名誉となるような行為を行ったものと県が認めたとき
- 五 前各号に掲げるもののほか、県が適当でないと認めたとき

- 2 県は、前項の規定により登録の取消を行ったときは、遅滞なく、当該処分を受けた者に通知しなければならない。
- 3 第 1 項によりあいち省エネ家電サポーター店の登録を取り消された者は、

遅滞なく、表示証を処分しなければならない。

(登録の変更・廃止)

第8条 第4条に規定する登録を受けたあいち省エネ家電サポーター店は、当該登録の内容を変更し、又は当該登録を廃止しようとするときは、「あいち省エネ家電サポーター店」登録変更・廃止届出書(様式第3号)を県に提出しなければならない。

2 県は、前項に規定する届出を受けた場合は、当該登録を変更又は抹消するものとする。

3 前項の規定により登録を抹消されたあいち省エネ家電サポーター店は、速やかに表示証を処分しなければならない。

4 複数店舗の一括登録を受けたあいち省エネ家電サポーター店においては、第1項の届出にあたり、一括申請者の同意を得た上で届出するものとする。

第3章 その他

(公表)

第9条 県は、あいち省エネ家電サポーター店の店舗名並びに所在地、その他本事業を円滑に運営するために必要と認める事項については、公表することができる。

(あいち省エネ家電サポーター店との情報交換等)

第10条 県は、事前に連絡を取った上で、あいち省エネ家電サポーター店へ訪問し、情報交換等を行うことができる。

(実施細目等)

第11条 本要綱の実施に必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成30年9月19日から適用する。

この要綱は、平成31年4月25日から適用する。

この要綱は、令和2年12月28日から適用する。